

岩手県告示第867号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、その旨公告する。

なお、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、平成21年11月20日から同年12月10日まで関係書類を縦覧に供する。

平成21年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧書類	縦覧場所
大船渡地区	広域漁港整備事業	特定漁港漁場整備事業計画書の変更の案	岩手県農林水産部漁港漁村課、大船渡地方振興局水産部及び大船渡市農林水産部